

GLOW 渉外規約

発効 2013年5月23日

改正 2017年1月22日

前文

当サークルは、セクシュアルマイノリティ学生が学生生活を送る上で居場所になること、特に同じセクシュアリティの仲間と出会ったことのない学生に対して仲間との出会いの場を提供することを目的としており、セクシュアルマイノリティに関する政治的な活動や社会的な活動などの対外的な活動は当サークルの目的とはしていない。

そのため、私達は、このサークルの目的を妨げず継続的に活動を行うことを目的とした渉外活動に関する本規則を設ける。私たちは、本規則およびサークルの規約にある規定の範囲内で、サークルの存在や活動内容をより多くの人に知らしめることや、他の団体との交流を図ることが、望ましいと考える。

また、このサークルの目的に従い、当サークルでは、取材・インタビューの協力、また外部イベントへ参加する際には、原則として GLOW として協力、参加する形はとらず、あくまでセクシュアルマイノリティの個人として協力、参加する形をとる。

渉外担当者は本規則に基づき、サークル員個人（もしくは、本サークル）と外部団体の仲介を行う。

第一部 取材・イベント案内を引き受ける条件

渉外担当者は下記の条件に基づき、依頼を引き受けるかどうか判断する。

第一条 サークル員を特定したり、サークル員の写真を提供したりするような、サークル員のプライバシーを侵害する取材・イベント案内は、これを引き受けない。
(補足事項1を参照)

第二条 サークルまたはサークル員を攻撃することを目的とした取材・イベント案内は、

これを引き受けない。(補足事項 1 を参照)

第三条 政治的な目的を持つ取材、または、政治活動を行う団体からの取材・イベント案内は、これを引き受けない。ここでの政治的な目的・活動とは、主に社会集団に対して改変を求めるため、意思表示や意見表明を行う行為(意見書の提出、学生運動、パレードの運営、など)を指すが、場合によりそれに準ずる行為(パレードの参加、施策への反映を前提とした意見徴収・取材、など)を含む。(補足事項 2 を参照)

第四条 宗教的な目的を持つ取材・イベント案内、または、宗教活動を行う団体からの取材・イベント案内は、これを引き受けない。

第五条 ポルノに関する取材・イベント案内は、これを引き受けない。

第六条 サークルの活動目的に反する取材・イベント、または、取材の目的が明確でないものは、これを引き受けない。(補足事項 1 を参照)

第七条 企業、就職関連の取材・イベント案内については希望者のみを対象とし、サークル員一般に対しては、これを引き受けない。

第八条 特定のセクシュアリティを対象とした取材・イベントの案内は、これを引き受けない。ただし、学術的活動(講習会、勉強会、など)もしくは研究活動(論文作成のためのインタビュー、アンケート調査、など)は、この条項の対象外とする。(補足事項 1 を参照)

第九条 渉外担当者は、渉外にきた取材・イベント案内の依頼が、上記第一条～第八条に基づいた判断を行うことが難しいと思われる場合、幹事会†1に報告しなければならない。その上で、幹事会は、サークルの規約およびこの規則に従って、取材を引き受けるかどうかを決定しなければならない。幹事会のみでの判断が難しい場合には、仮決定とし、第十条の適用を行う。

第十条 幹事会は、当該取材・イベント案内を引き受けることを仮決定した場合、サークルのメーリングリストでそれを報告し、中央会議†2 または臨時中央会議で正式に決定する。

第二部 サークル員への伝達・依頼

第十一条 渉外担当者は、必要に応じて、受諾した依頼をメーリングリスト、中央会議などでサークル員へ伝達・依頼する。また、対象が限定される依頼の場合、必要に応じてサークル員個人に対して個別に連絡を行う。

第三部 その他

第十二条 サークル員が、サークルの活動とは関係なく個人として取材を引き受ける場合、そのサークル員が取材を受ける中でサークル名を述べるならば、幹事会に事前に相談をしなければならない。また、サークル員が、本サークルの代表もしくはそれに準じるものとして、取材を受ける、もしくはイベントに参加する場合、中央会議にて承認を得る必要がある。(補足事項 3 を参照)

第十三条 この規則の内容を、GLOW の公式サイトを通じ、外部に公開しなければならない。

第十四条 依頼者が本規則を未読と思われる依頼については、渉外はこれに対応しない。
(補足事項 4 を参照)

第十五条 (削除)

第十六条 本規約の改正は、中央会議における決議による。

「補足事項」

補足事項1 取材、インタビュー、アンケートを行う場合には、質問資料（インタビューの想定質問集、アンケート項目一覧など）とプライバシーポリシーについて記載の資料をご提供お願いいたします。これらに基づいて依頼を受諾することに問題がないか判断させていただきます。

補足事項2 政治的と判断する方針については策定しておりますが、明確な基準については策定できておりません。ここでいう政治的活動にあたるかどうか判断が難

しいと思われた場合には、その旨を添えてご連絡を頂ければと思います。また、学術論文作成を目的とした意見徴収・取材については、原則政治的活動とは見なさない方針ですが、最終的な判断は質問資料や背景をもとに判断することになります。上記の補足事項1に従ってご連絡お願いいたします。

補足事項3 原則として、取材を受ける、もしくはイベントに参加する場合、これはサークル員個人の意思によるもので、渉外担当者はその仲介を行います。前文記載の通り原則的にサークルとして取材を受けるもしくはイベントに参加することは行っておりません。例外的に、サークルとして取材を受ける、またはイベントに参加する必要がある場合、もしくは、サークル名を記載する必要がある場合、本十二条の手順を踏む必要があり、最終回答までお時間を頂戴することがあります。

補足事項4 簡潔で構いませんので、取材・インタビュー・イベント案内の依頼のご連絡頂く際には、本規則に目を通した旨をご記載・ご伝達お願いいたします。

「用語補足」

†1 幹事会 サークルの役職者から構成される内部組織。

†2 中央会議 原則全サークル員が出席する定例会。